

市総務局人事部給与課長以下、市労連書記長次長以下との予備交渉

令和5年3月13日（月曜日）大阪市労働組合連合会（市労連）との交渉の議事録

（市）

予備交渉を始めさせていただく。交渉議題は、令和5年度給与改定等、市労連統一賃金要求についてということで、交渉日程については、令和5年3月16日木曜日16時45分から、場所は本庁舎4階第1第2共通会議室とする。交渉メンバーは総務局長以下である。

（組合）

市労連は執行委員長以下である。よろしくお願いします。

（市）

要求項目の確認をさせていただく。例年、要求項目について交渉事項とそうでないもの、管理運営事項が含まれているので、要求そのものを否定するものではないが、交渉事項にかかるものしか協議できないことについてはご理解いただきたい。詳細は各担当から確認させていただく。

給与課の本給部分について、例年になるが管理運営事項はありません。内容についても特に確認したい事項はない。

手当・非正規部分についても同様である。

続いて、人事グループから確認させていただく。管理運営事項の確認をさせていただく。要求の3（2）の「昇格枠の拡大」と、（8）の「昇格枠の拡大」が管理運営事項となる。続いて、5人事評価制度の「人事評価制度については」から「廃止すること」が管理運営事項となる。続いて、6（2）は「基本条例に基づく分限処分は行わないこと」が管理運営事項となる。また、8の高齢者の雇用制度のところであるが、こちらも「高齢期雇用制度を構築すること」と書かれている部分が管理運営事業となる。あと12の災害発生時の交通費のところの部分の「勤務体制の整備」と書かれている部分が管理運営事項となります。人事グループの部分は以上である。

厚生グループから、管理運営事項について、6の労働条件等の改善等についての（4）「給付内容」のところは管理運営事項となる。

教育委員会事務局としては、確認事項はない。

各担当からの確認は以上となる。よろしくお願いします。

(組合)

よろしくお願いします。